

佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する工事又は製造その他の請負契約及び物件の買入れその他の契約（以下「公共事業」という。）の円滑かつ適正な履行を確保するため、佐倉市一般（指名）競争入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置に関し、法令に特別の定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1各号又は別表第2各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、あらかじめ佐倉市入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、審査委員会に諮ることなく、指名停止を行うものとする。

(1) 千葉県公共工事契約業務連絡協議会より、当該有資格業者について指名停止の通知があった場合

(2) 別表各号において、指名停止に係る期間に裁量の余地が無い場合

2 市長が指名停止を行ったときは、公共事業の契約のための競争入札を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を参加させてはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に参加させているときは、参加資格を取り消すものとする。

3 市長は、第1項の規定により指名停止の対象となる有資格業者又は指名停止を受けた有資格業者（以下本項において「行為者」という。）が指名停止等の対象となる行為の後、会社分割により、他の有資格業者（以下本項において「承継者」という。）へ営業の承継があった場合で、かつ、行為者と承継者が子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等を言う。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。）の関係にある場合には、同じ措置要件により承継者に対しても指名停止を行うものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項又は第3項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項又は第3項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明ら

かに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。) について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 3 市長は、前条第1項若しくは第3項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍(当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第5条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月)まで延長することができる。

- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うこと

ができるものとする。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

7 市長は、第5項の規定により指名停止の期間を変更するとき及び前項の規定により指名停止の解除を行うときは、あらかじめ審査委員会に諮るものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項又は第3項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第4条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は佐倉市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第6号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45条）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2第4号又は第5号までに該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。（前2号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号までに該当する有資格業

者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号までの規定に該当することとなった場合は除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

- (5) 佐倉市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

（指名停止の効力の存続）

第6条 指名停止期間が資格者名簿の有効期間を超える場合においても、指名停止の効力は存続するものとする。

（指名停止の通知）

第7条 市長は、第2条第1項若しくは第3項又は第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく別記様式により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した公共事業に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

第8条 削除

（随意契約の相手方の制限）

第9条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方として選択することは、原則としてしないものとする。ただし、現に契約の準備をしている場合、継続性を必要とする場合、市に不利益となる場合及び緊急な場合等特別な事由がある場合はこの限りではない。

（下請等の禁止）

第10条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が本市の発注する公共事業の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第11条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、その内容を審査委員会に諮り、指名競争入札に係る指名の保留を行うことができるものとする。

- 3 前項の規定により指名の保留をする場合は、第2条の規定を準用するものとする。

(指名停止の公表)

第12条 市長は、第2条第1項又は第3項の規定により指名停止の措置を行ったときは、指名停止の相手方の商号又は名称、指名停止の期間、指名停止の理由等を当該指名停止の期間、佐倉市ホームページへの掲示又は佐倉市市政資料室での閲覧の方法により、公表するものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度審査委員会に諮り、定めるものとする。

附 則

この要領は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年5月1日改正し、平成13年6月1日から施行し、本要領の施行に伴い佐倉市指名保留取扱基準（平成8年1月9日制定）は廃止する。また施行前の措置は、従前の措置によるものとする。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日決裁 佐契第1201号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月20日決裁 佐契第889号）

この要領は、令和6年12月16日から施行する。

別表第1

事故等に基づく措置基準

(1)

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1. 本市（本市が構成員である特別地方公共団体を含む。以下この表において同じ。）が発注する事業の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、事業の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑事業)</p> <p>2. 本市が発注した事業（以下この表において「市発注事業」という。）の実施に当たり、過失により事業を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された事業目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3. 千葉県内における事業で、前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において、「一般事業」という。）の実施に当たり、過失により事業を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4. 市発注事業の実施に当たり、現場代理人等が事業の現場に常駐していないと認められるとき若しくは一括下請負に付した又は一括下請負をしたと認められるとき。</p> <p>5. 市発注事業の実施に当たり、下請代金又は住民等に与えた損害等に関する紛争の解決に誠意をもって当たらなかったと認められるとき。</p> <p>6. 市発注事業の実施に当たり、自らの責めに帰す理由により、履行遅滞したと認められるとき。 (イ) 履行遅滞した期間が1か月以内のとき。 (ロ) 履行遅滞した期間が1か月を超えるとき。</p> <p>7. 第2号及び前3号に掲げる場合のほか、市発注事業の実施に当たり、契約に違反し、公共事業の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月</p> <p>当該認定をした日から 2か月</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>

事故等に基づく措置基準

(2)

措置要件	期間
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>8. 市発注事業の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>9. 一般事業の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた事業関係者事故)</p> <p>10. 市発注事業の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該事業の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 軽微な過失により負傷者が発生したとき。</p> <p style="padding-left: 20px;">(ロ) 軽微な過失により、死亡者が発生したとき。（同時に負傷者が発生したときを含む。）</p> <p style="padding-left: 20px;">(ハ) 重大な過失により死亡者又は負傷者が発生したとき。</p> <p>11. 一般事業の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該事業の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2週間以上1か月以内</p> <p>1か月以上2か月以内</p> <p>2か月以上4か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>
<p>(倫理に関すること等)</p> <p>12. 有資格業者等若しくはその依頼を受けた者が、市役所庁舎内若しくはその他の場所において、本市職員に対し大声で暴言を吐き若しくは脅迫めいた言動で威圧し、又は佐倉市市政に関し職員が受けた働きかけの取扱いに関する規則（平成14年規則第79号）に抵触するような言動を繰り返すなど契約相手方として不相当である認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12か月以上24か月以内</p>

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

(1)

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1. 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、本市職員（本市が構成員である特別地方公共団体の職員を含む。以下この表において同じ。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>（イ）有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>（ロ）有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>（ハ）有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2. 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本市以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑によって逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>（イ）代表役員等</p> <p>（ロ）一般役員等</p> <p>（ハ）使用人</p> <p>3. 本市（本市が構成員である特別地方公共団体を含む。以下この表において同じ。）発注の事業に携わる下請負人等が、本市職員に対し、贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>当該事業の元請人に対して</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1 2 か月以上 2 4 か月以内</p> <p>6 か月以上 1 2 か月以内</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6 か月以上 1 2 か月以内</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4. 千葉県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合において、公共事業の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>5. 千葉県外の区域において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、公共事業の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 2 か月以上 2 4 か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>6 か月以上 1 2 か月以内</p>

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

(2)

措置要件	期間
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>6. 千葉県内において、公共機関が発注した事業に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>7. 千葉県外の区域において、他の公共機関が発注した事業に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 12か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上12か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>8. 市発注事業において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>9. 市発注事業以外において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(その他不正又は不誠実な行為)</p> <p>10. 市事業の契約手続きにおいて、不誠実な行為をし、公共事業の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(イ) 低入札価格調査対象事業において、落札候補者が正当な理由なく、調査事務を妨げたとき又は落札者となることを辞退したとき。</p> <p>(ロ) 落札者が正当な理由なく契約締結を辞退をしたとき。</p> <p>11. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、公共事業の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>12. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、公共事業の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月</p> <p>3か月</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>